

すでに戦時体制・戦争する国へ!!

—日本国憲法の「平和主義」はどこにいった?—

—昨年の安保3文書(2022年12/16、国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画)で日本の戦後の安全保障政策は大転換…軍拡・敵基地攻撃能力保持・拡大抑止力・日米軍事・経済一体化で米国の世界戦略の“矛”となり“盾”となって尖兵としてまい進。

昨年に続いて今年の国会でも次から次へと“戦時体制”構築へまっしぐらです。

☆1兆7000億円の軍拡予算

◎「常設の統合司令部」創設

:陸海空自衛隊の一元的な指揮・統合運用態勢の確立と、米インド太平洋軍司令部と調整する機能へ。

◎スタンダード防衛能力:7551億円

*12式地対艦誘導弾向上型の開発・取得(951億円・144億円・150億円)

◎統合防空ミサイル防衛能力:1兆2713億円

*イージス・システム搭載艦の建造等2隻(1隻3950億円)

◎無人アセット防衛能力:1184億円

◎防衛生産基盤の強化:978億円“防衛力そのものである防衛生産・技術基盤の維持、強化のため防衛生産基盤強化法に基づく措置を含めた各種事業の実施と共に、研究開発や民生の先端技術の積極的活用に向けた取り組み”

*防衛産業の強化(事業継承84億円・生産基盤強化281億円・サイバーセキュリティ強化86億円)

*防衛装備品移転円滑化のための基金400億円

☆岸田・バイデン日米首脳会談共同声明(2024年4/10)

“日米グローバルパートナーシップに”

岸田首相とバイデン大統領の会談での共同声明、そして翌日の米議会上下両院合同会議での演説で明らかになったのは……「日米同盟は前例のない高みに到達」

◎日米のグローバルパートナーシップの構築

：“日本はかつて米国の地域パートナーだったが、いまやグローバルなパートナーとなった。”“米国は経済力・外交力・軍事力・技術力を通じて戦後の国際秩序を作った。自由と民主主義を擁護し各国の安定と繁栄を促した。”“自由で開かれたインド太平洋の実現を目指している”“日米同盟の抑止力の信頼性と強靭性を維持するために、日米の緊密な連携が求められている”(米議会演説)

◎自衛隊と米軍の「指揮・統制」の連携強化

：自衛隊の陸海空一体運用の『統合作戦司令部』の創設(2024年)&在日米軍司令部の態勢変更…

“日米両国は作戦及び能力のシームレスな統合を可能にし、平時及び有事における自衛隊と米軍との間の相互運用性及び計画策定の強化を可能にするため二国間でそれぞれの指揮・統制の枠組みを向上させる。”(4/10 ファクトシート)

“1960年安保改定以来の最大の変化”との指摘も。

◎防衛産業の日米の連携=「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議」を開催。(DICAS)…防衛省と米国防省が共に主導する。

◎オーカス(米・英・豪)と日本との先端技術分野での協力を検討

◎経済領域での共同開発・研究・生産

：“次世代半導体や先端パッケージングに関する両国の民間部門間及び民間部門との強固な協力を。…情報共有、政策調整ならびに非市場的政策及び慣行から生じる脆弱性への対処を通じて、グローバルな半導体サプライチェーン強靭化に同志国と共に取り組んでいくことを計画。…二国間協力の第一歩として産業技術総合研究所と米国国立標準技術研究所との間の協力覚書の署名を称賛する。”(共同声明)

◎「日米比共同ビジョン声明」(2024年4/11)

：ワシントンで岸田首相・バイデン大統領・マルコス大統領が会談し声明を発表

“南シナ海での中国の活動に深刻な懸念を示し、自衛隊と米・比海軍の共同訓練の実施の方針を。更にニッケル等重要物資のサプライチェーン強化を打ち出した。”

4/10の共同声明は一言でいって軍事だけでなく経済ならびにすべての領域で米国と日本とが一体になって、グローバルパートナーシップとして行動を共にしていくことが宣言されたもの。

“指揮統制・DICAS・オーカスとの協力・クアッド・オーカス・日米韓・日米比…・日米英共同訓練”等が語られているが、すべて米国の対中国包囲網戦略=米国の軍事並び経済の霸権を維持強化するため中国排除戦略に向けてグローバルに共に手を携え行動することの宣言。

これって日本の国益になるのだろうか?平和主義はどこにいったのでしょうか?

マスコミでも「日米間の深化の実態は、対中国抑止をにらむ米国の軍事戦略に日本がますます組み込まれ、下請け化が進んでいる」(朝日4/10)と。

☆殺傷能力ある武器輸出も解禁へ

2022年12/16 安保3文書で武器輸出の全面解禁と軍需産業の育成強化がうたわれ、2023年の通常国会で「防衛産業基盤強化・武器輸出解禁法」が成立し、ついに殺傷能力ある武器輸出が「防衛装備移転3原則」の運用指針の改定によって実現されました(2024年3/26)。

《2023年12/22の運用指針見直し》

◎“運用指針”にも国家安全保障戦略で規定されている“防衛装備移転の意義”が追加規定されました。

“防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止してわが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力行使または武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。”

◎国際共同開発・生産については、

:パートナー国が完成品を移転した第三国にわが国から部品や技術の直接移転が可能に。

◎ライセンス生産品(完成品)は、

:これまでの部品・役務のみ提供可能から、ライセンス生産品(完成品)をライセンス元の国への提供可能に。

◎防衛装備移転三原則の移転可能 5類型(救難・輸送・警戒・監視・掃海)について、:5類型への武器の搭載を可能であることを明確化。

《2024年3/26の運用指針見直し》

◎次期戦闘機日英伊の共同開発について

:殺傷能力のある戦闘機の完成品を第三国に移転可能とする。

要件は*今回は「グローバル戦闘航空プログラム」に限定…将来は追加拡大可

*防衛装備移転協定締結済みの国(現在15カ国)との間で

*現に戦闘が行われていると判断される国には移転しない。

日本国憲法の平和主義から1976年武器輸出を原則禁止しました(武器輸出禁止三原則)。しかしながら安倍政権は2014年に「防衛装備移転三原則」と改定して武器輸出の解禁。そして2023年・2024年には移転三原則の運用指針を改定しライセンス生産の完成品/パトリオットをライセンス元へ、次期戦闘機を第三国へ輸出することが可能になりました。

殺傷能力のある武器輸出の全面解禁では「死の商人国家」になってしまふと多くの市民から批判の声が上がっています。

☆ 「重要経済安保情報保護法(セキュリティクリアランス法)」

“何が秘密?それは秘密”の特定秘密保護法の拡大版のセキュリティクリアランス法。特定秘密の対象“外交・防衛・テロ防止・スパイ防止”の4分野以外の“経済領域”へ秘密の対象も情報を扱う人への適性評価の対象も拡大する法案が出されました。

秘密と監視社会へとまっしぐらです。

◎法案が出されてきた理由は?

「特定秘密保護法」はGSOMIA(秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定)により米国と同等の制度が要求されての法律。

そして今回の「重要経済安保情報保護法案」も米国ほか同盟国・同志国と日本との武器の共同開発・生産のため、そして米国の経済霸権維持のための先端技術・経済領

域でのサプライチェーン・基幹インフラの設備での“中国はずし”という世界戦略実現のために必要とされたもの。”我々が開発する最先端技術や軍事目的に有用な既存技術が国際の平和及び安全を脅かす軍事力の増強のために利用されることを防ぐべく“「日米経済政策協議委員会」=経済版 2+2 で協議された方向を実現するためのものです。

◎特定秘密保護法とまったく同じ法的構成です。ただ秘密の対象を 4 分野外の経済領域のコンフィデンシャルに広げ、刑罰を 10 年懲役から 5 年の拘禁刑としただけです。

◎適性評価=セキュリティクリアンスとは?

:秘密情報へアクセスできる人かどうかを判断する「適性評価」は特定秘密保護法とまったく同じように、本人そして本人の親族と同居人に対して行われます。

チェック項目は「住所・氏名・国籍と重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」「犯罪および懲戒の経歴」「情報の取り扱いにかかる非違の経歴」「薬物の乱用及び影響」「精神疾患に関する」「飲酒の節度」「信用状況及び経済状況」の 7 項目が…

今回もっと悪くなってる点は、この適性評価の“調査(プライバシーに関する機微情報を含めて)”が内閣総理大臣の下元的に行われること、又重要経済基盤毀損活動に関する事項と言う形で調査対象が拡大してしまうことです。

◎秘密となる重要経済安保情報とは?

:重要物資のサプライチェーンや基幹インフラへの提供体制である「重要経済基盤」の保護情報の中で漏えいが国の“安全保障に支障を”与えるおそれがあるものを「重要経済安保情報」として秘密に指定するです。

重要経済基盤とは具体的には(「経済安全保障推進法」より)

*特定重要物資:半導体・蓄電池・金属鉱産物・航空機の部品・工作機械及び産業用ロボット・永久磁石・天然ガス・クラウドプログラム・船舶の部品・抗菌性物質製剤・肥料の 11 品目

*基幹インフラ:電気・ガス・石油・水道・鉄道・貨物自動車運送・外航貨物・港湾運送・航空・空港・電気通信・放送・郵便・金融・クレジットカード 15 事業の対象

日常生活のあらゆる領域に関する基幹インフラに関する設備、運営方法等の経済活動そのものが日本の安全保障に関する場合(漏えいが安全保障に支障を与える)秘密と指定されその情報にアクセスする人に対する適性評価が行われるので。

この経済秘密法案の秘密対象となる領域を示す「経済安全保障推進法」の目的が、重要物資の提供・購入からの中国はずし、基幹インフラの設備・運営からの中国はずしといった米国の経済霸権の維持強化といった目的を実現するための法律です。そのためには日本中の経済活動が秘密の対象になってしまいます。

秘密だらけになってしまう社会です。しかもその情報にアクセスせざるを得ない経済活動に係わる多くの人が適性評価をうけることになります。これは監視社会です。

ですから法律案が通つたら統制経済になってしまい戦時経済そのものになってしまいます。

◎経済領域の情報でもなぜか特定秘密保護法の対称に出来る?

：経済領域の秘密事項で漏えいしたら「安全保障に著しく支障」を与えるものは特定秘密保護法で対処すると。特定秘密保護法を改正することもなく運用基準を改定するだけで対応すると。……5年の拘禁刑の刑から10年の拘禁刑へと移すのに法律の規定もなく運用でするって何なのでしょう。罪刑法定主義の原則すらあいまいにしてしまう今回の法案です。廃案以外ありません。

☆自治の否定＝民主主義がなくなる“地方自治法改正案”

——国と地方は「対等」から「上下関係」に——

ポストコロナの地方制度のあり様として出されてきた今回の地方自治法改正案。コロナ禍の病床逼迫、保健所逼迫、患者への対応のまざさの原因は、国が地方に「指示」を出せなかつたからと…？

憲法92条の地方自治の本旨・2000年の地方分権一括法で国と地方は「対等」に、包括的指揮監督の通達はなくなり技術的助言としての「通知」にと、自治体の自主性自立性を尊重する団体自治と住民自治が原則であったはず。

今回「特例」「必要最小限度」と言いながらも、“国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生・発生のおそれ”がある場合は各大臣は個別法の規定がなくても又自治体の事務処理に違法性がなくても、地方自治体に大臣の判断で「補充的な指示」を出せるとする国の指示権を地方自治法に規定しようとしています。国と地方は対等と言う自治の原則を根本的に否定する法案です。

緊急時に国会の関与もいらずに国から指示を出せるとする“有事立法”的性格を持つ改正法案です。

団体自治が否定されれば市民自治もなくなります。一人ひとりの市民が自分たちの意思と決定で街づくりをしていく地域主権のユニシパリズムも否定されてしまいます。地方自治法改正案には反対です。

☆食料・農業・農村基本法改正案＆食料供給困難事態対策法案

食料・農業基本法の改正だというので、てっきり家族農業・小農の基本原則から食料自給率(現在38%)をアップさせるものになるのかなと思ったら出てきた法案は緊急時の安全保障をどうするかにウエイトが置かれていきました。

しかも食糧生産の企業化、ハイテク化(ゲノム)、輸出産業化、規模拡大化の方向でしかなく、「食糧供給困難事態対策法」の法案まで出してきています。

困難事態に対して“生産転換・割り当て・配給”といった非常時の国家権力による統制方法を法的に規定するものです。戦時下の食料・農業のようです。

農業の本来の姿“有機農業”“アグロエコロジ-”への方向を探ろうとしていません。

☆これでいいのか？

今年の通常国会でも、こんなにも日本の国の根幹を戦時体制に持っていくものを作

ろうとしているのです。一昨年からの「戦争する国」への“大転換”です。

こんな政治状況で、流れでいいのだろうか？

出される法案、政策を見れば今日本はどこに行こうとしているのか分かるはず。

でもマスコミはその核心を見ていません、伝えません。国民は日々の生活にあわれ戦時
下に入ってしまっているとは気づかないのか？気づかないふりをしているのか？

平和主義は憲法に書いてあればあるというものではないのです。9条もその内実を
実現させようとしなければ平和主義はどこかにいってしまうのです。

良心的戦争拒否国家に向けて平和な社会・政治を経済をつくろうとしていかなければ…
一步一歩でも平和をつくり出す行動を!!

*「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 047-445-9144